

忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する忠岡町第9期介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく忠岡町第10次高齢者福祉計画を策定するため、忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、必要に応じ町長に提言を行う。

- (1) 忠岡町第9期介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 忠岡町第10次高齢者福祉計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者に、町長が委嘱する。
- 3 個別の事項を検討するため、委員会に部会を設けることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

忠岡町第9期介護保険事業計画及び第10次高齢者福祉計画策定委員会委員

（順不同）

区 分	団体・機関名等	人 数
運営協議会委員（10名）	忠岡町介護保険運営協議会委員 （被保険者代表3名、学識経験者4名、公益代表3名）	10名
学識経験者（1名）	学識経験者	1名
住民代表（2名）	住民団体関係者代表	2名
保健関係者（1名）	大阪府和泉保健所代表	1名
福祉関係者（2名）	介護福祉施設代表	1名
	忠岡町福祉事業所連絡会代表	1名
公募委員（2名）（注）	被保険者代表	2名

（注）公募委員は2名を上限とし、応募のない場合は欠員とする。